

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな 一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見 書

平成28年(2016年)に総務省が実施した調査によると、地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が、恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっています。

こうした状況を受け、平成29年(2017年)5月11日には「地方公務員法及び地方自治法の一部改正法」が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入され、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、常勤職員との均等待遇が求められることとなりました。

よって、政府におかれましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

- 1 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
- 2 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。
- 3 パートタイムの「会計年度任用職員」に対して、勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 4 会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月19日

尾道市議会

関係行政庁あて